淡海 十二

和書門 類
八六三二 號
一九四 函
一二 架
一四 冊

内閣文庫
和書 類
八六三二 號
一四 冊
一五〇 函
一五 架

内閣文庫		
番號	和	8632
册數	11(	6)
函號	150	91

談海巻十一

明暦元乙未年

一今年四月摂州冨田に萬禄山を建立あり
開山隠元禅師之

一今年五月蕨年アリ
ヤキクリ
用二
那佐巳序言答
天下様
御ふちて

又一説ニハ
本粟り寺付
天下様
御ふちて
用二
用進

明暦元

同二

同三

明治十一年購求

但馬守殿へ

大麦六本

御進物書

為後日

明暦元乙未五月日

明暦二丙申年

一今年正月廿三日　今上皇帝即位人王百十代

一去年九月十二日　朝鮮人来朝之

一今年三月　公方家綱公御疱瘡御平愈之

為御祝諸大名ゟ宅ニ而　或能或囃子有之

所謂

松平紀伊守殿　四月八日囃子

水戸中納言殿　同十日能

松平加賀守殿　同十二日能

松平相模守殿　同十三日

松平相模守殿　同十四日

松平安芸守殿　同十九日

松平越後守殿　同廿二日

紀伊大納言殿　同廿九日能

尾張中納言殿　同廿一日能

松平陸奥守殿　同廿三日

松平大隅守殿　同廿五日

松平阿波守殿　同廿八日

細川越中守殿　同廿七日

松平[illegible]将守殿　同廿六日

佐竹修理大夫殿　同十六日　松平大膳大夫殿
一右御疱瘡御酒湯被為召ニ付為御祝儀御一門方及諸
大名ゟ献物如左　其外ゟ献物共如左
新藤五国光　代金十五枚　　左馬頭殿
国綱　代金十五枚　　右馬頭殿
左文字　代金七拾五枚　　紀伊大納言殿
當麻　代金七十枚　　尾張中納言殿
来国光　代金三十枚　　水戸中納言殿
石田正宗　代金十五枚　　保科肥後守殿へ
兼永　代金卅枚　　井伊掃部頭殿へ

来国俊　代金十五枚　　酒井讃岐守殿へ
長光　代金十五枚　　酒井雅楽頭殿へ
助定　代金十五枚　　松平伊豆守殿へ
吉平　代金十五枚　　阿部豊後守殿へ
金五枚　時服三　御袷二ツ　　久世大和守殿
内藤出雲守殿
土屋但馬守殿
金三拾枚　御袷三ツ　　御守居七人
金三枚　御袷三ツ　　御小性衆中
金二枚　御袷二ツ　　御小納戸衆中

銀百枚宛拾二

銀五拾枚〃

銀廿枚宛拾二〃

銀廿枚

同十枚

同五枚

塙 宗悦

野呂三竹

坂 上池院

呂 甫庵

〃 清庵

長佳院

玄佳

松平大膳大夫家来
小川宗悦

猪何孫

七何孫

小普請所奉行方

能勢喜左衛門

同 天野弥五右衛門

同 岩本佐五右衛門

同 久留半左衛門

同 能勢八郎兵衛

金五枚宛拾二〃

小判五両〃

奥坊主衆人江

一同年松平伊豆守信綱を以吉田金平を組頭堀ニ召
之吉田方大分の利の梃子足分得申者い金平
申上るハ已ニ至而ハ天下の執権として万民の
好悪を糺し申ス役人の理をは探り不及是非

此事之儀不肯ニ付て一命を捨んと誰もとゞまらず
かゝるべき上は互に刃にて数切候処へ参りて相極メ妻
子とも今迄御旗本一門の面々残らず無理無体の死をもつ
あまりの事にて隣みまて申ニ付石谷左近将監殿守付
断て相ひなし候無之候由ニ有之

一今年佐渡国之城を松平壱岐守殿城下まで程府
右て其後大坂とある由風聞之ス

一今年四月十八日駿府御城代大久保玄蕃頭殿役松平
丹後守を被仰付

一今年於江戸浅草新御蔵を被仰付

一今年於江戸寿院当稲葉伊勢守殿駿府在番之時家
老佐野甚五左衛門其小性喜内と申す者下々人中会
式夜伊勢守殿を殺し自害の結構いたし候
然れ共家中の面々お当番へも伊勢守殿早速出て
被為お打の仕合と存候中に付右の者人の中振
いふかしく相見へ申候ニ付江戸へ召寄せせんぎ
の上拷問にて甚五左衛門白状申候ニ付喜内も白
状に及候申ニ付其後当人共は稲葉家にて遠島
より続松にかゝりて志のひありて又甚五左衛門
母喜内母とも八丁堀にて手付医師好〻もしゝ子

加りける由へ志ゞり首を切らるゝ右之外甚多有之
其内一門之面々或切腹或死罪ニ被行者有之
一今年八月廿三日巳刻ゟ烈風吹出國々城郭并堂
塔神社佛閣大破せしめ候也
一今年九月廿六日松平大和守代殿母公逝去号清泰
院殿是ハ松平飛騨守光高ノ室也水戸頼房公の
御女也

明暦三丁酉年

一今年正月十八日出火所ハ本郷丸山本
妙寺也（法華の寺也）辰ノ刻烈風ニ而江戸中大半焼失ス

翌十九日又出小石川水戸殿御中屋敷ゟ出火ニ付而
右京太夫殿左京太夫殿御屋敷片時の間ニ焼亡して
御城大手より上庄内殿御殿守四階今日及焼亡
此外北丸雖御代始ニ而有る御代ニ人々合さるよ
あれば酒井讃岐守忠勝申上るハ風烈敷し
ては火消べきことも不知也へば先ずて
公方様ニハ井伊掃部頭殿高台[illegible]御所ニ御
のきまり世間の様子をも御覧被成候而[illegible]
代の諸大名衆御[illegible]上屋敷を
守護[illegible]

なるやうに不及申候へとも酒井雅楽頭忠清松平
伊豆守信綱阿部豊後守忠秋酒井讃岐守忠勝
供奉にて西丸より御成去ル十日ニ彼丸橋忠弥か残
党在々にて江戸中所々に火の札を廻るよし其
きこへ有者これハいろさまに手賊徒党致風の折を
待て如此と人皆乱迷の疑ひもあるときへん
一 両日ニ江戸中焼屋敷并死人之覚
一 壱万石以上百六拾軒
一 御小姓組二百屋敷
一 御書院百九十屋敷
一 大番衆百四拾屋敷
一 新番衆弐拾屋敷
一 小十人組六拾屋敷
惣合七百七十三屋敷
一 町屋しき四百町
一 片町しき八百町
一 町人共之内親子兄弟一類悉焼死候而主無之屋敷
之分八百弐拾六屋敷
一 町中ニ而焼死申候男女合拾万七千四拾六人
但焼死之人数 此外屋敷方ニ而焼死申候人数知不申候
此所ニ記候人数江戸町中にて死候分申上ル

右寄罷出候ニ付従公儀被下候金銀之覚　兵　御触ニ而覚
一百石ニ付拾五両宛　但九百石よりハ五千石ニ付五両増被下候
一千石ニ百両宛　但千四百九千石よりハ千石為同前候
一千五百石ニ百五拾両宛　但千九百九十石よりハ千石為同前候　兵
五千石よりハ五百石ニ付五十両増被下候
一六千石ニ五百五拾両宛但六千四百九千石よりハ一為同前候　兵
九千石ゟ百石ニ付廿五両増被下候
一百石ゟ下ハ壱石ニ小判壱両宛増被下候
一御旗本衆ハ御切米ニ而壱石ニ入中間被下候
一御旗本衆ニ被下候面々ハ壱人扶持ニ付米壱俵宛之積也

御金ニ而下シ被下候
一御加増ハ病身ニ而御書不仕寄ニハ右之割ニ而被下候
御金ニ而為借候
一壱万石以上ニ銀百貫目宛物借ニ被仰付候
一町中ニ被下候銀子壱万貫目
但金ニ直シ拾六万両之　間ニ一斤ニ付三両壱分ト銀六匁八分宛ナリ
一正月廿三日ゟ一七日之間従公儀施行被仰付
六ケ所ニ被仰付候奉行ハ松浦作右衛門六人伊丹
并両町奉行之
一御旗本衆御切米前ニ而面々ニ寄壱人まで

（ふれらる）此御ハ武家町方ニ辻番ニ焼人をさし生き
武家ハ門々ニ武具其外を出し加番をさし生き往還
ゆるしきものとて改る事の御觸之
一今度焼失ニ武士屋敷且又町中共ニ割替一軒ニは
出家衆社中成けるも加へゆるく住る〈の〉御觸之
一此度の大火ニ付 藤書共出之
江戸是隠居 大勤 性上盛下虚 石谷
将監等加 茜金 治（これハ町中へ張らるゝ時の文なり）
御觸出町中ゟ金子とゝ下せ御觸ありて後ゟ日中
何の事さらになかりしが

入ねの子ハくるしとひしがともこれハなかるかや 吉ときこへぞ
つもる世子皆人や安堵奥き（ワコ）らん人武家のまて左右の砌
（寛政未弐二冬 徒海寸十蒙安四年ノ條下ニ沙布施拘也り
の附何ヶ條よめるトアリ 此所ト同類之 不審不少）

一大事庭訓
天火往来
春の始の大焼を先江戸へはつき見之ニ事は汐留坂
書町将及糀町は柳正月始し焼亡も昨日あ人々
大事のある消ニ事は知る人ゝ被沙汰ゟ届きる事し
日取思動将を町の女房の（あかに）きぬ（のきざみ）ていと忘れ趣し子
共ゝ大く橋よりはるふ子似り頗る広焼は早稲文

琉球莚たばこの障子手拭けびん櫛に類(タグヒ)茶縮

の九皇三て九々の十露盤櫃鉢櫃木の器物并

兄り買人も借銭のお入用にて算用なく沙汰宥(ユウ)免

有るべし猶て所望之事上ぞと以(ト)大杉さん

やの次第とござんが為大かる者不残道具向後金銀

正月

一火事庭訓　(お)

春の始に大焼は北風に向て先焼中は荷物も貪欲

構以泥丸には柞月に始に焼七七翌日四日六日にか

灰を以(ん)消すには知人に妻子とのあんに陰の間

乃恩延引を町に商人退(手)場(バ)を忘しこ居ありし職人等

火の中にて縁の下へ為すに似たり頻(ん)に荷を背負は抱へ候文

陽気に男達　辞枝は盥に上手小屋を茶昔

丸焼(ケ)に住居さらさらなしこころは子孫(カク)等

まけ物を焼亡れ是又買調　知人に貰ふ衣

に算用加ては宥免まて貴(ツ)様も所望之人ある　(陰へ加はる下去て)

住居并算用のつもめをきらんが為不残(委細)道具を堪忍

四好金銀

正月

火事府武士友達

改年之節略に住居仕候以来先以両側に覚に有

依旋頭(あか)ニ出ス事手拵見し処先日ニ世解説

侯約子破也法度忽不立判偶緑借之処近日

ニ而自他之迷惑不尠(ことに)背ノ法ニ差出大工

ニ上手如出門付弥本望之 但根抜し触之

安南法源入而一汁三菜ハ老中之候約焼抱門

抱ち亭主ニ修欲肉ニ由気をかけるよし可有

不同ニ至しの名不存云処係り相借之時宿借

金銀

正月

一大事庭訓　不

焼炭ノ損(かつ)風(深下尻)流衣不開借金なけれは何し時欲衣払

を渡スさんや係呈役屋をたゐち子似あり鼓

雲林院の道上あり方にての稽古院はりんニ

堺町さんやの店ノ海しさおそらくやみけるをさまし

(へ之費)繁し難止ハ其外之いろいろとおもひんとして

候約を守ん花見の時分法師所化尻ニ砕粗

如俗ハ門ニ似やにを所ニ花見ハかり抱役

雑構先迎の報出家ニ人ニ痛をなおるより

ハ尻住菊の用人ねをとい(た)法亭のあまりを

つまにて明後の法同ん此年をか之也判ニ所

謂摺切のもゝみ抱あ様てみ法信仏天須気を
次ゝ面地ヨリ貢ゝ構同所賀ひらしともさく
つも箸ハ役色箸用すべし数ヨリ古ゟ形ホハ
大中セゝ毛して所ゟの大ゟ幣焼もつくり
加とし候勿恐有る仕相武具禁制

月　日

一狂文云　雲者是天災　土壌是地災
簡略是人災　是を天地の一汁三菜といふ也
一明暦三年ノ春の日光り如影月の新ニ筆ゟ見ゟ
万宝大全一冊有　日文章一重有

耳主ニ天下兵起ヲ非一所為乱者
也ニ不出手筆即見
一当春日法谷三所同武内武久と以ふ浪人ゝ名札ニ
法釈迦武勇武藝我也　天上天下唯我
独尊ハ下無雙武内藤一楽居士宿
右のごとく板墨ふろく書付ひさしゟ張出して置キ
あり後ニハ公儀より清證候在ゝ法返放ゟ御付候
一正月十八九日比安日焼死多候数骨共を乞食の者
以車吾七松本ゟつ七ヶ付浅草ゟ持まとませのひこみ
并穢多て二町四方の古地さとゝ下其上ゟ金子三百

無下にまで彼死骸を無縁の者ども船
につミて牛嶋の新地の寺の庭に埋ミその上に
かしこの地形を定め安置して法界無縁
塚と名付て増上寺の所化小僧を結び常念
の場となく念仏一さんまいの四句有ありける其寺
号を無縁寺といふ されば焼死の男女数都合拾万
七千四百六人と記しある 其死人の内に八十宗八宗の隣
幾許か有をしらざるも皆ゝ一つ穴に埋 取れありけれ
その所縁のものなれば毎月十八十九日には彼寺へ来詣して
回向をも果さひ ある様に増く 仏法繁昌して

今は中々古儀なる寺院にも劣らず繁昌の寺院
号回向院山号国豊山といふ也
一右無日の事こそ修根欲
浄土を見付て来る人口皆哀の事かや哉てなき入合
始末をもよき様にせよ江戸中江戸の大火の乱逆の元
その後度々をもしらぬ 兄ぬるは死る母子 無念無
若松と枝も栄るあるも末ある 改めぬる江戸の其の日
一比日何終其君を絶子出て 以子 後代ともかゝしてぞ
さんと人に所あれは其列 ける松平直之まゐらせ
にめされ仕官 筈にも ない 無し也とそ

一まがきとそのかどおッてまよふりある所に
当世奴(ヤッコ)まがきとおて諸人目を驚かし大格子分
吉原格子風呂屋振袖若松葉も又志ある屋内之
庇のおもさおもさまがき出ひ立られて往来ありや
しさ外
まがきあつてまひゐてられて
西とさ門と見られ浪いつるが砌より庵さひの船
はよおとそうて魚ての志めくがとも多かりき
根分
丸焼子ちらちとまがき出ひ魚て窓子さ町まや侵れ中あい

出ひ立るすまがきまでもそよふ事ば皆ぬる垣の江戸の名松
大いあさてききし消る仕合なれともいまはいて今 己んなり
桟の名をとまふいよするのこなめ飛ひびんといふれあつき
色にあんくろくそ見ぬる焼死人見ぞ庵さいのせんとぬり
一今年の蔵見 芦辺とうみちくるや有ふ春の色浮裡
織子終も什ひ有り汐のみちくる根を庵有ふとれおそろしくも ほそりある
一同 明てまめくる七堀逝の名のみし 下井 下芸
見も又やくるとうふ文字ばかり 寿妙こしそいひまやし 有り
一今年葩事こ亡羽 同色と云ばかり其の文左の
そし

予按神代より以来治乱ハ世の移りにて治世後
臣を政を執り民を乱し世をも同じくして乱れざる世ハ
賢君を以ひ下克上武を栄育 まことを以て治乱
ハ安倫の如くにて天下を治めはしめのたしも家然
時とかや 五六十年 家業四世子孫 幼君幼稚
なりしも 百姓有司まじへ文かり元祖の事をも見てより
しく君を以政をせしより年来後代を治まり
し君手つと云七つにあひゐあせめ不はとひ祖が志を
さしも見へされども志らせんとあまりて 君の手に
利徳を考へある也へ民次第につまり妻子を責貢

物をはくの日町人も世に有り 例せ物を取下す事 そこくの
国方こしくの盗に小盗賊を聚勢る 此をひハ於
に於て名を志て人の中にも切腹ハ君ひ小盗せハ
有司これを見てすかしされバ 手盗人甚し
暁の事に北風に火を放て 三方ゟ焼来て 火焔雲
ある神社仏閣民屋 百姓悉く灰塵となり 焼
死の老若十万弐 三千とあまり 数乱するもの五六
拾万そこしくのこる 在家にハ 又火を付て 不得止事
一月半 然されバかやうの火難をハ 欽書に流て 通
夜しいかりなす所に人又ふせり 篭り居るまり 一人ハ燃をと

都て十倍の食を与へさせ 其人は先に輪を切て自
断耳喫の比ありひまる者之二人の夜喰を出しめたり
いと面白き事也
一男翁に問て云けるは大雑状浮例に語く未其之所
おもしろき事成しかは 先やらん翁答へ秦の三世の子嬰
の時楚項羽咸陽宮阿房殿民屋悉く焼亡び
其より後漢家四百年の後霊帝細く成して
佞臣政を執民を乱せし故に漢家終に傾然
時に黄巾の賊起り所々に火を付て賊抑を棄
取り或ハ二三千或ハ六七十万ほどに覚へ亡し其流

太宰を始とし百姓を以て民間のふに論大臣を切に
従ありて佞を直くし諫め遂に漢遂に亡ぬ
くるまえへし忠臣会せられて其中にて骨に骸
を晒せ侍り男の云ハ是は初めにましして臣佞
を去る民の有徳に民背きぬ是は大雑以後の政を見ん
るよって理に適る事の後々付け万代まで治る
へ伝ましとなむる事に従侍 百姓有て捨ず
千石百姓に黄金を年貢人ほどハ千斤の家に其
万貫目の白銀を与へてくる民にハ絶約
のかたちと栄させ其年中 其三ニハ法大臣重ねて公

気勢之時の上り小袖依る限銀五百枚千枚次に老中
并日月女中方へ差上りなふ廿万石斗之大名にても
慶之気勢ハ百貫目の費え彼所ハ少く候也三年
に一度ハ黄金一万代斗ニて家中諸事役ともに小袖
法度とは作者ハ是上大君を禁めかくし皆四と衣装に
付る底抱許き役儀結構成支度を禁めなふ施薬令かゝる
ことハ耐経和楽子地の御法度是又倹約を守りなふ
世人又家の梁も三間梁より広きハ法度之是之荒癖
の芽萌不切土階三尺の無免しぬん度し家を（政事卒ノテ以下奉行下云所迄）
以て細石の山巌と年数代の始末知し候るゝ

秦漢の昔を以て眉をひそめんかふそん給禄と云ヽ
皆れバ前云志りしハ不富を本とし所を去る
知りきなへ法備　其法町人とともに金銀そなの（モト）
末なりも家作り　法度具本を極へ百姓の者とも分ヶ
てさらひる様有りハ欲男が曰先右の金銀そて小屋
分けとして飢ぬ様ニして居なし度具ありハ出て武
士所務の陣営町人ハ商賣人ハ職の分けあて極下
前曰飢死ぬ中ハ政度正なとハ雑中文（なり）にて無失
支なるハ四民を長ぬとぞり町人共金銀をもてる
様なくハ家を本の末なりとも無用度し武士

武具馬具諸道具とも様へ賂はにも何ニてもなる其君
のまいなひに金子を御用とも名つけんとするを頼し町人諸
職人も諸侍の諸掛を調ゆるより甚窮して職人
ハ金銀ハ不足下共いとなみに労をも語て金
銀を出れども暇なくて延退に及べれバ四民様の
浪人につかむ往之さすれは為子つめおれバ金銀
おし出ん困窮を救ハんとするも非を遣出の金銀
を借取よせくさまんとの事にて二三月も為子
かつへくるもので有を侍子似合り男云かまても
下さるくハ何之不足下いり為曰君にて非を除て

に非を致さハいたしまでも架付の代官あさき
庶民と可思決定方右以上も人子より為
諸役人の私ハ決譜代なりといふた不埒不行にり
金も不足歎御下右以上の者に決債金と為ニ。候
文寝るまでも利ミ所り金札役人も以子不足にハおなへを欲に似なり
とて詞子おしてハいまを文一門の助成にも不和
武士ハ町人以下にも名ヒかへすふと野心を挟歟し
農し心文事ハなべてのるなれしバ決施しなし
さ此子のかへ付ハ皆て天下の仕生若之民をくるし
むるまりてさと行ふに民共の人をも失ハ暴

悪の為と思ひ町々火付する也 徳川火付の穿鑿時
の有ける也 第二ニ施行の術の事 荒と足の分也
なり河原にて 先 冬日十日ハさしたる施行破
是なハ又飢死を下町人も金銀米銭沢山に下なし
なく飢るある民共人も多くまして 衣挊付て
一日もささうず 術ともなく施行一杯宛ある
事ハ小仁を知て大仁ある事をしらざりし事也
大名の参勤の時 礼物法度ある是猶無益
似これたるの 修事也 礼物ハ他と上ぬとなりて大名の心
入はして借金 の 事也 是様なる人々 窮て

京中の人と共に職人数百人なり 七ツ細ハ扇子師
深秘の屋敷や京屋も売おとし 雑倉中之売法
家あまれるて小職人たち悉く飢に及て或ハ塩噌と
成或ハ火を付て洛中を焼亡し 禁裏ともあや
うしなひとする也 これ民を憐まぬ悪とまつる世と云也
や第四に諸侍町人にいたるまで 三間梁なのびある
梁法度の事 是 倹約と等しくとの事なれども 日に出
度代ニハ大殿作る也 それハ下々迄 退屈なるなれ
当所々まて 騒せたとへとも 如何ねぬハ又子も 妙の小屋を
さへなからぬ由とし ことハ十方石以上の侍大名の居所梁と号

まて大勢の食物を多くなくハ毎度屋ひまて
付て其身の上より至るまし此翁手代の法
度なとハいろ社迷惑なる事ともよとはらい
是又社役多き也殊にハ制禁なくとものかこある家なる
品々よりて上下のころちを知るる也是猶屋も支
まよりて口をとられハ費多くも成まし然るに京中の
諸職人の内是猶屋の職をは銀とす七十ても(く)な
亦しきものハ都と江戸中の民共の大雑なり
かりてそんするハ不便之とて漏とあらしぬ事
又其外ハ諸方役を集め川為て我々しくて

只ひ常に身中させの人といへハ元漢奥篇の仕継た
らしく勇を恒て銭物金銀を貯へ四民を救ひ
置かしといふもいひおきし適とて中者の有
らん大儀臣きても入まし殊ふハ今猶ハ遠からし
えらとハおはひあるもとてよろへり是民のあるきを
勤る人てかやうに輝ける世の波風を多く見てきるか
何ほとや歩きてんのやとまてきまされたきし
あなたみ其れらる男中にて免角の横様もなく見分ぬ
公私も休てほと多れり禁もおとろへて入ぬ者さ
めて翁の在所も志し

一同年寄書
老中年寄どもへさいかく
しさいなくお頼まいらせ候ことさら〳〵殿様を先として
家中のたゞしく家中の儀ハ一切無慈悲にあ
二ニハ人民をなやまして三ツにハ酒をつくらせて四ツにハ
世の中つまりて五ツにハいろ〳〵のものゝ為ばく六ツにハ博を
より取りて七ツにハ何の為すけなく八ツにハ風俗を
ひろ〳〵とり九ツ義理をなくして十でとちめんぼう
ふよするハ老中年寄ハこれまでぞよ

明暦三

談海　第十二

明暦三丁酉年

一今年二月廿二日廿七日大雪ふりし故数日雪ゆへ焼だされの町人共飢寒ニ労して死するもの不知数ヲ

一今年四月江戸中川安町又九郎所ニ張紙有ヲ落花手付をん中上ル事

一三年以前子ノ横山町清水風呂の抱とやらぬ女子ヲられ井の世ニ以てかくしと禁ニ也又其年月を逢ヲし処彼抱女と持の助之帰として中ニハ又さ女か外ニふつきふり女へ無しに皆孫来ては川将

のあのなれてひろ門子末ハ夜入合申様成りし候
を備へし取入候よしにて女がてらおそろしき記
傳文子見ん為門を開て越申候 又これハ例の
縄ゑにしまじくとして答 傷らいハ存世の識分
へと召ひ呪ら免刻本の助之るを取こ清水風呂の
亭主らいろしく中郎金子拾一両 弐分身の代子
立掛させ女房に付火所に當正月十八日より焼に
被ひ命斗こて病身の見付に御形の内へ立のき
候へども一夜をと明さでさへ子ゑても無く十方に
くれて居申候得と 女共申候ハ 抽蕩扮に 取集櫃服等に

法界寺とて三十三ある堂の近所にゐる是ハ今年十六歳ハ
なりな 体長可仕申ける堂の之ゆき存支給つれて
彼寺へ参り見申ゆへハ 本堂ハ石為申候 御察上焼ゑかされ
の男女入込之 焼ん所子 取の女をも住持見付申
使僧をさんハ申候ハ 識子分度し頼出人 江戸中人並を
ハ為申そのよる 第止と申も患之 焼し民数万
人焼死申候間に先んぶ 無為し御月参度ハ見ん申せが
同居所も無しと見んハ法同居所ハ為子のくこなすこく
らせ承ハめんどうをも何ろげ生る申也さも 然へとハ
申被為 掛之 使僧を向ハ申ハハ 識之承存ハ

彼是女どもも是迄罷在候ものニて候ニ付私儀ハ
彼等不義同前ニ候へハ是よりも急度差急し申付
候て之候得共申候ハヽ可申付候よし申候ものゝ有之
ケ様の者ハ葉間寺ニ引取候ものゝ様ニ付候由
むかし僧も又申事也とも申さ候様子共も有
理ニてハ去候つれ候て右通り申候院ニ能計ひ
候ハ和尚ニ申候ハ十八日ニハ可遣旨法師も人之出六
人と相頼候ニ付罷出候二人ハ畑之十九日ニ罷附
之由ニ候得共此之儀不届成候ニ付急度元居候所へ許可
今日是へ参候 佛祖之御手引無之ハ世ニ出候事

まりハまてハ無之とも上宗尊申候へと能々申候ハ被遣候
候様ニ和尚の情をもつて数日之迄ニ候て罷在候
御座候かと見舞候ものも能角捨置候ものも二月
十日ニ住持よりも一礼をのへそれの屋敷ニ而竹の様子
占も篤とさも申候き小屋とも一日いとまをとり
罷越候処三月二日の夜より和尚の家に帰り
方へ使利ニて候所ニ参候事よし二つ三つ女ども方へハ
菓子二袋ニ花せん屋ハ一折小屋の人ニ出をして頼
み候て候へ遣候ハ誠ニしくちき儀といふ存候へハ其上へ申候
返答仕候使ニ返之申候ハ知れ申候二日の余 如書申候ハ云々

洞にも如何たとへひしよ是は幸の御ことに候へ共第一
儀清水風呂の内にて候ゆへ以後使とも申つけさせ
候へとも常ふの祝儀に持参申候中にも候私に申付させ
めておかこの独りも居つまし人の見る内とならし
取結ひ可然申候へハ女共ハ又中にハ常ふて御座ある
るうへ今此ほとに松丸たとか同き縄竹などにて指立ち候て
何その候などこの三助次第も破中にも是に歴この人かくのこと
拵して数寄ぬ家を閉との若下女さつまし人を庭
公儀に御へ候時法をまもりぬ下ぬきの本筆をもりそ
人もなびさし幾ひ中にも作の自分持たせとて

ども附子法の折と存るとも中スへ入れとてよさそう
まかや受る御子是非もし申候へ共その夜も之ら不
申又の夜も加へり不申候処不審に存清水風呂へ
参者の見付候へも亭主も同人も聞きおよび
以後余と様子見付不申者は承法界さに
参らせ見候のかのしのかの住持その次第の切に
に参る煙のようして二ついと爰んしと法外居候
針外福僧とて内存候ていかさ毎柳と大夫子ほうめ
語りん子まも新中候るとくと大臣女人但々とに
請本候て公儀の法持につきせんさくに御座候

可相渡由申ニ付急き立のき家主江申しよし申
するせ相女共のより金を見て候へば盗と書付金ヲ
申候去々年清の水ニて婦人被れ候の行方の絹取ぬれ候
右通ニ候て當座清界寺を立出女共ニ在所を拵
法寄整合なれ共難立可申由言上

明暦三年卯月　日

川西町　又九郎

御奉行様

一法界寺今さし上申候證文書
乃右如此證文書　言上仕候以上

右横山町清水風呂の柳と申女ハ愚僧の現在の姪にて
候先年勘当仕候を夫婦ともに家を続存候に依
て去正月十八日ニ類火ニ令焼失諸道具を寺へ
預ケ申し門前をぬきさし申候に何人とて盗取り
門を明させ申候中にも理不尽ニ開好なる申ニ候
の様をあり鍼へ申候寺内にて夜盗と申へ候
をつき然ル後又九郎夫婦の者をとらへ座中ニ候
と彼ニ右姪の事ニ而候ゆへ先て申候ニ付寺中の
騒動を見る事無く様の所候子如此と申同者
に察をとらさせ二月中比ニ申置候処愚僧夫婦の

との仕組さと仕愚信に申候ハ久しき是にも金銀を
なく致し然る今度の大難に家財ハ不残中衣類とも
焼捨申候有合之充の焼屋敷へ立帰り渡世をいと
なミ申候得共路金無之候ニ付(トテ)速との借り申候ニ付全
子細有之候ニ付と申候今程ハ余不申候ても無之
下り候ニ付申候へさて此女者とこころもに生まれ申候處
余所同前にも見ぐるしき事や娘といふ人ハ存候致し
存るの年頃申候内のさつ祈り申候へとかの大
ちやくもの又九十らん路に申し愚信を祈ぶり
存のごとくなる雑話さと申かけめいたく(僧ぶつ)らう世中の

長命同行にて亦者る衣やの好色居候ひ又申此
事を無是がりの以て叱者申候ハ玄文九次九才者にて居
者申候庵の同役ハ和尚様のうちぬきの妹帰とて
承申候へ共此度の儀に付存候者
先只今者かに承りしこの段に付此者申候庵且ハ好色
老躰し且ハ血分の不便さに別好色を也とて
人に仕来り候のごとぼう存に付形持させ当二月
切に相定金子お五両耳をそろへてうけ申候儀
佛弥を受ケとて子細とりの祈るが祈る
まで宛をとるなを聖を念仏一三昧の愚信をとるへ

て彼寺門をめくらが庭も不附ケ落ても一殺に仕
其家をとりけしみこの跡をのかくこそは色ヶ女房の
有所をも可有之ほとはせんぎに及候て根に事就かのる
難題をとかくけ無 公儀を門出し 証をさら
させ申しつる時合法中の唐ヶおよひ申候 以上

明暦三酉年 四月十三日 法眼寺
開基上人

御奉行所

一同年八月吉原町を浅草ト云方へ被置間三谷ト云
所へ引越させ被下之

一今年伏見殿姫君 公方家綱公へ御入輿之 但四
月二日拝承 七月十日ニ江戸へ着府

一同年九月廿七日伏見殿姫君紀伊相公光貞公江
入輿也 家綱公之御姉君之

一同年九月廿八日ニ稲葉美濃守正則御老中ニ被
仰付之

一同年十二月秋山修理亮殿ニ被仰付

一同年大火より以後常火消ニ被仰付右役屋敷之
所々へ ○不明御門前 麹町 飯田町之上
代官町 駿河台 御茶ノ水之上 小日向

蔵元　丸山　虎岡坂

一今年正月十九日出火し大火ニ付　深川ゟ蔵ニ
在之買置之米穀書抜之通ニ御座候

一米拾万七千二百三十二俵

一大豆壱万八千五拾四俵

一大麦壱万五千三拾俵

一小麦壱万二千俵

一下り酒四万百七十九樽

一塩三万八千六百八十俵

一胡麻三万九十四俵

一荏胡麻　千六百八十俵

一水油　六千四百二十樽

一魚油　二万百七十樽

一蕎麦　千六百八十俵

一焼塩　八万八千三百三俵

一薪　五十七万九十九棹七束

右之品之主有之分ニ御座候

日本政府図書
内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan